

兵庫県最低賃金の改正について

兵庫労働局 労働基準部 賃金室

兵庫県最低賃金が、下記のとおり改正されます。

時間額 928円

令和3年 10月1日発効

兵庫県最低賃金が令和3年10月1日から時間額928円(改正前は900円)に改正されます。

最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

詳しいことは、兵庫労働局労働基準部賃金室(078-367-9154)又は最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。

【業務改善助成金の相談・申請窓口】

相談は「業務改善助成金コールセンター」

電話 03-6388-6155

申請は「兵庫労働局雇用環境・均等部企画課」

電話 078-367-0700